

大分県報

令和二年
号外（一〇七）
十二月二十五日

（金曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則等の一部改正……………1

規則

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十五号

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（大分県税条例施行規則の一部改正）

第一条 大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第二項中「払込」を「払込み」に、「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改める。

第二十六条の三第一項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改める。

第二十七条の三第一項中「第十五項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第二項」を「第二十四条の四第四項」に改める。

第三号様式の五、第三号様式の七、第四号様式（その一）から第四号様式の二（その一）まで、第四号様式の三及び第五号様式から第六号様式の二までの規定中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第六号様式の二（上葉）中「第74条の3第4項」を「第74条の3第4項ただし書」に、「第37条の2第4項」を「第37条の2の2第4項ただし書」に改め、同様式（上葉裏）中「特

例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第六号様式の三から第六号様式の五まで、第八号様式（裏）及び第八号様式の二（裏）中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第五十一号様式の三中「差引税割額」を「差引法人税割額」に

年400万円を超え800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得・清算所得

を

21

年400万円を超え800万円以下の所得、特別法人の年400万円を超える所得又は清算所得の金額

を

21

比例税率適用分又は清算所得金額

を

24

軽減税率不適用法人の所得、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得又は清算所得の金額

を

24

指定納期限までの延滞金	区分	延滞金
法人県民税		58
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税		59

を

指定納期限までの延滞金

に、

「60」を「58」に、「注」を「注1」に

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人については、表中16欄及び43欄から47欄までの金額の事業ごとの内訳を、第51号様式の3（その2）に記

から35欄まで記載していただきます。

に改め、同様式を第五十一号様式の三（その一）とし、同様式の次に

次の一様式を加える。

第51号様式の3(その2)(第24条、第27条の2関係)

法人 県 民 税 更 正
 事 業 税 の 決 定 通 知 書 兼 納 付 通 知 書
 特別法人事業税又は地方法人特別税 加算金決定

管理番号

法人の名称

法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税における法第72条の2第1項各号に掲げる事業ごとの内訳

法人事業税

(単位:円)

区 分		法第72条の2第1項第1号	法第72条の2第1項第2号	法第72条の2第1項第3号	
課 税 標 準	総 額	所得又は清算所得の金額 1			
		付加価値額 2			
		資本金等の額 3			
		収入金額 4			
	本 県 分	年400万円以下の所得金額 5			
		年400万円を超え800万円以下の所得、特別法人の 年400万円を超える所得又は清算所得の金額 6			
		年800万円を超える所得金額 7			
		合計 5+6+7 8			
		軽減税率不適用法人の所得、法第72条の2第1項第3号 に掲げる事業に係る所得又は清算所得の金額 9			
		付加価値額 10			
		資本金等の額 11			
		収入金額 12			
税 額	5に対する税額 13	(税率 %)			
	6に対する税額 14	(税率 %)			
	7に対する税額 15	(税率 %)			
	9に対する税額 16	(税率 %)		(税率 %)	
	10に対する税額 17	(税率 %)		(税率 %)	
	11に対する税額 18	(税率 %)		(税率 %)	
	12に対する税額 19		(税率 %)	(税率 %)	
	合計 13+14+15+16+17+18+19 20				

特別法人事業税又は地方法人特別税

(単位:円)

区 分		法第72条の2第1項第1号	法第72条の2第1項第2号	法第72条の2第1項第3号
課 税 標 準	基準法人所得割額 21			
	基準法人収入割額 22			
税 額	21に対する税額 23	(税率 %)		(税率 %)
	22に対する税額 24		(税率 %)	(税率 %)
	合計 23+24 25			

※ 第51号様式の3(その1)における16欄から35欄まで及び43欄から47欄までの金額の事業ごとの内訳を記載しています。

令和二年十二月二十五日

大分県報号外(規則)

三

第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七及び第五十一号様式の六の九中「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」に改める。

第五十一号様式の九の二中「第48条第3項本文」を「第739条の5第3項本文」に、「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に改める。

第五十四号様式の三及び第五十七号様式の三の十一中「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」に改める。

第二条 大分県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「第十九項」を「第十八項」に改める。

（大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第三条 大分県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年大分県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号様式中「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第三号様式の五、第三号様式の七、第四号様式（その一）から第四号様式の二（その一）まで、第四号様式の三、第五号様式から第六号様式の五まで、第八号様式（裏）、第八号様式の二（裏）、第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七、第五十一号様式の六の九、第五十四号様式の三及び第五十七号様式の三の十一の改正規定並びに第三条の規定並びに次項の規定 令和三年一月一日
- 二 第二条の規定 令和四年四月一日
- 三 第一条中第九条、第二十六条の三第一項及び第五十一号様式の九の二の改正規定 令和六年一月一日

（改正前の大分県税条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 次の各号に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

- 一 第一条の規定による改正前の大分県税条例施行規則第三号様式の五、第三号様式の七、第四号様式（その一）から第四号様式の二（その一）まで、第四号様式の三、第五号様式から第六号様式の五まで、第八号様式、第八号様式の二、第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七、第五十一号様式の六の九、第五十四号様式の三及び第五十七号様式の三の十一の規定

二 第三条の規定による改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第二十二号様式の規定